

広報

宮城県後期高齢者医療広域連合

平成20年4月から
75歳からの医療制度が
変わります

第2号

平成20年2月

表紙／樹氷(蔵王町)

主な内容

- 広域計画の概要について
- 後期高齢者医療に関する条例について
- 平成19年第1回臨時会について
- 老人保健制度で障害認定を受けている方へ
- 被保険者証の交付について

宮城県後期高齢者医療広域連合広域計画の概要について

I 広域計画の趣旨

広域計画は、広域連合と市町村の事務処理の指針とするために作成するもので、広域連合と市町村はこの計画に基づいて役割分担を行い、連絡調整を図りながら、事務を総合的かつ計画的に行います。

II 後期高齢者医療を取り巻く状況

宮城県の高齢化率及び老人医療費は、増加する傾向にあり、今後も増加し続けることが見込まれます。

III 目標及び基本方針

目 標：高齢者の医療制度が将来にわたり継続するよう、制度を確実に運営します。

基本方針：（１）制度の円滑な施行と安定的な運営

（２）市町村との連携・協力

（３）住民の理解と協力の推進

IV 広域連合及び市町村が行う事務

広域連合及び市町村の事務内容と役割分担を明らかにし、事務を的確に行います。

項 目	広 域 連 合	市 町 村
1 被保険者の資格管理に関すること	<ul style="list-style-type: none">被保険者台帳の整備被保険者の資格の認定被保険者証の交付等	<ul style="list-style-type: none">被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付被保険者証の引渡し等
2 医療給付に関すること	<ul style="list-style-type: none">医療給付の審査及び支払診療報酬請求明細書の点検及び保管等	<ul style="list-style-type: none">医療給付に関する申請及び届出の受付、証明書の引渡し等
3 保険料の賦課及び徴収に関すること	<ul style="list-style-type: none">保険料の賦課、減免、徴収猶予の決定等	<ul style="list-style-type: none">保険料の徴収保険料に関する申請の受付等
4 保健事業に関すること	<ul style="list-style-type: none">保健事業全体の調整健康診査の実施を市町村に委託	<ul style="list-style-type: none">広域連合からの委託を受けて健康診査を実施健康相談や指導
5 その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務	(1) 電算処理システムの構築 (2) 後期高齢者医療制度の広報活動等 広域連合と市町村が連携しながら、円滑なシステムの運用・制度周知に取り組みます。	

V 広域計画の期間及び改定

期間：平成19年度から平成23年度までの5年間

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うこととします。

意見の公募について

広域計画の作成にあたっては、広く住民の方々から意見・提案を求めるために、パブリックコメント（意見公募手続）を下記のとおり実施いたしました。

- 募集案件：宮城県後期高齢者医療広域連合広域計画要旨（案）
- 募集期間：平成19年9月6日～平成19年10月5日
- 提出方法：郵送、FAX、電子メール
- 受付件数：10件（内訳：FAX2件、電子メール8件）

専門家からの意見聴取

各市町村の国民健康保険運営協議会委員との懇談会を県内3地区で実施しました。各地区15名の委員に出席していただき、ご意見・ご質問をいただきました。

地区	開催日	開催場所
県北地区	平成19年10月17日	宮城県大崎合同庁舎
県央地区	平成19年10月10日	宮城県自治会館
県南地区	平成19年10月17日	宮城県大河原合同庁舎

パブリックコメントや懇談会に寄せられた主な意見としては、制度のさらなる周知や制度の安定的な運営等がありましたが、今後の広域連合としての施策に反映させてまいります。

なお、詳しく知りたい方は、宮城県後期高齢者医療広域連合公式サイトに掲載されておりますので、ご覧ください。

問 総務課企画財政班

広域連合公式サイトをリニューアルしました

平成19年11月19日に宮城県後期高齢者医療広域連合公式サイトをリニューアルしました。

見やすさ、調べやすさ、わかりやすさを改善し、今後も広域連合や制度に関する情報を迅速に提供してまいります。



(旧) <http://www1.ocn.ne.jp/~miyagi-k/>
(新) <http://www.miyagi-kouiki.jp/>

問 総務課企画財政班

後期高齢者医療に関する条例について

平成19年11月19日の広域連合議会において、後期高齢者医療に関する条例が原案どおり可決され、保険料率等が決定しました。

所得割率や被保険者均等割額は、宮城県における医療費の水準等により算定され、各都道府県広域連合ごとに異なります。

また、保険料率や賦課限度額は広域連合議会で決定され、保険料率は2年ごとに見直しが行われます。

【平成20年度・21年度の保険料率】

所得割率	被保険者均等割額
7.14%	38,760円

個人の保険料額の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料} \\ \text{(限度額50万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \text{(被保険者の前年の所得} \times 7.14\%) \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者均等割額} \\ \text{(38,760円)} \\ \hline \end{array}$$

保険料の軽減

低所得者に係る軽減

世帯主及び被保険者の所得が下表に該当する場合、保険料のうち被保険者均等割額が軽減されます。

総所得金額が下記の金額以下の世帯	軽減割合
基礎控除額 (33万円)	7割軽減
基礎控除額 (33万円) + 24.5万円 × 当該世帯に属する被保険者の数 (被保険者である当該世帯主を除く)	5割軽減
基礎控除額 (33万円) + 35万円 × 当該世帯に属する被保険者数	2割軽減

※基礎控除額等の数字は、税制改正などで改正されることがあります。
※65歳以上の公的年金受給者は、軽減判定において年金所得から15万円が控除されます。
※世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合、その世帯主の所得も軽減判定の対象となります。
※軽減判定は4月1日(4月2日以降新たに加入した場合は加入した日)の世帯の状況で行います。
※世帯内で未申告者がいますと、軽減が受けられない場合があります。

被用者保険の被扶養者に係る軽減

後期高齢者医療制度に加入する直前に被用者保険の被扶養者であった方については、新たに保険料負担が生じることから、制度加入時から2年間は被保険者均等割額を5割軽減し(所得割額は課されません)、激変緩和を図ります。ただし、低所得者の軽減制度で7割軽減に該当する場合は、7割軽減が優先されます。

また、国の特例措置として、平成20年4月から9月までの6カ月間は、被保険者均等割額の徴収を凍結すること、平成20年10月から平成21年3月までの6カ月間は、9割軽減することになります。

	適用期間	軽減内容	
		所得割額	被保険者均等割額
	加入時から2年間	賦課されません	5割軽減
特例	平成20年4月から平成20年9月	賦課されません	賦課されません
	平成20年10月から平成21年3月	賦課されません	9割軽減

具体的な計算例

夫 78歳 年金収入 250万円
 妻 75歳 年金収入 79万円 の場合

(単位：円)

収入	所得① (公的年金控除後)	基礎控除後② (①-330,000円)	所得割額③ (②×7.14%)	被保険者 均等割額④ (38,760円)	小計 (③+④)	保険料 100円未満 切り捨て
夫 2,500,000	1,300,000	970,000	69,258	38,760	108,018	108,000
妻 790,000	0	0	0	38,760	38,760	38,700
※収入が年金のみの場合、年金収入額が153万円以下の方は「所得割額」が賦課されません。				世帯で負担する保険料	146,700	

保険料のお知らせ

平成20年3月31日現在で後期高齢者医療制度の対象者となる方で特別徴収対象の方は、平成20年4月に仮徴収額決定通知書が送付されます。
 それ以外の方は、平成20年7月以降に送付されます。

納付方法

後期高齢者医療制度の被保険者の方には、保険料を納付していただく必要があります。保険料は個人単位で賦課され、原則、年金からの天引き（特別徴収）となります。

特別徴収

年金額が年額18万円以上の年金受給者は、保険料が年金から天引きされる特別徴収の対象となります。

ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金受給額の2分の1を超える場合は、特別徴収の対象になりません。

普通徴収

特別徴収の対象にならない方は、納付書や口座振替等により、市町村に個別に納付することになります。平成20年4月以降、新たに制度に加入された方や、転入・転出などで住所が異動した方は、一時的に普通徴収となります。

保険料を納める納入通知書は、平成20年7月にお住まいの市町村から送付されます。

納付月及び納付回数につきましては、7月から3月の期間で9回に分けて納付していただきます。

保険料の徴収猶予・減免

災害等により重大な損害を受けたときなど、保険料を納めることが困難な方については、保険料徴収の猶予または減免を申請することができます。

問 保険料課

臨時会が開催されました

平成19年11月19日に、平成19年第1回宮城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が開催されました。会期は1日で、広域連合長から3件の議案が提出されました。

後期高齢者医療に関する条例及び広域計画の作成の2議案について、活発な質疑・討論が交わされ、平成18年度決算については、監査委員から審査意見が述べられ、審議の結果、全て原案どおり可決、認定されました。

次回の議会は、平成20年2月に開催される予定です。

問 議会事務局

広域連合議会議員名簿

市町村名	議員名	市町村名	議員名
石巻市	大槻 幹夫	丸森町	板橋 勇
塩竈市	菊地 進	亘理町	鞠子 幸則
気仙沼市	熊谷 洋一	山元町	後藤 正幸
白石市	沼倉 啓介	松島町	今野 章
名取市	本郷 一浩	七ヶ浜町	歌川 渡
角田市	本田 敏昭	利府町	太田 賢
多賀城市	森 長一郎	大和町	三橋 正顕
岩沼市	櫻井 隆	大郷町	大友 敏夫
登米市	八木しみ子	富谷町	佐藤 克彦
栗原市	佐藤 千昭	大衡村	佐々木金彌
東松島市	長谷川 博	色麻町	遠藤 武夫
大崎市	木村 和彦	涌谷町	大橋 信夫
蔵王町	松崎 義明	美里町	伊藤 正雄
七ヶ宿町	武蔵 重幸	女川町	阿部 繁
大河原町	秋山 昇	本吉町	佐藤 茂光
村田町	上田万作一	南三陸町	星 喜美男
柴田町	小丸 淳	加美町	近藤 義次
川崎町	沼田 善春	仙台市	大泉鉄之助

(平成19年11月19日現在・議席順・敬称略)

平成19年第1回宮城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会 議決結果

第26号	宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例	原案可決
第27号	平成18年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算の認定について	認 定
第28号	宮城県後期高齢者医療広域連合広域計画の作成について	原案可決

平成18年度一般会計決算報告

1 歳入歳出決算額

【歳入】

(単位：円)

款	予算現額	収入済額	収入未済額
1 諸収入	18,000	18,000	0
合 計	18,000	18,000	0

【歳出】

(単位：円)

款	予算現額	支出済額	不用額
1 総務費	18,000	833	17,167
合 計	18,000	833	17,167

歳入総額	18,000円
歳出総額	833円
歳入歳出差引額	17,167円

- 平成18年度は、広域連合が設立された平成19年2月8日から3月31日までの期間です。
- 歳入については、広域連合設立準備委員会出捐金として18,000円の収入でした。
- 歳出については、公平委員会負担金として833円の支出でした。
- 差引額は平成19年度一般会計に繰り越されました。

問 総務課企画財政班

平成19年度財政状況

1 一般会計歳入歳出予算の執行状況（平成19年9月30日現在）

【歳入】

款	予算現額（千円）	収入済額（千円）	収入率（%）
1 分担金及び負担金	418,512	334,483	79.9
2 国庫支出金	1	0	0
3 繰越金	17	17	100.0
4 諸収入	1,777	1,777	100.0
合計	420,307	336,277	80.0

【歳出】

款	予算現額（千円）	支出済額（千円）	執行率（%）
1 議会費	4,506	397	8.8
2 総務費	379,393	34,676	9.1
3 民生費	31,408	996	3.2
4 予備費	5,000	0	0.0
合計	420,307	36,069	8.6

2 財産、地方債及び一時借入金の現在高（平成19年9月30日現在）

（財産現在高）

区分	現在高
建物	なし
土地	なし

（地方債現在高） なし

（一時借入金現在高） なし

問 総務課企画財政班

老人保健制度で障害認定を受けている方へ

65歳から74歳の方で一定の障害があり、現在老人保健医療の受給者となっている方は、平成20年4月から後期高齢者医療制度の被保険者となります。一部負担金（医療機関の窓口で支払う自己負担金）の割合は今までどおり1割（現役並み所得の方は3割）となりますが、保険料は被保険者全員が納めることとなります。

ただし、後期高齢者医療制度には加入せず、引き続き現在の医療保険（国民健康保険・健康保険組合等）に加入することを希望する場合は、手続が必要となりますので、お住まいの市町村老人医療担当課へお問い合わせください。

	一部負担金の割合		保険料
	65歳～69歳	70歳～74歳	
後期高齢者医療制度	1割（現役並み所得者3割）	1割（現役並み所得者3割）	被保険者がそれぞれ納めます。
国民健康保険・健康保険組合等	3割	2割（現役並み所得者3割） 【平成20年度】 1割（現役並み所得者3割）	各医療保険者によって決められた金額を世帯主や被保険者が納めます。

問 保険料課・給付課

被保険者証の交付について

平成20年3月中に、後期高齢者医療制度独自の被保険者証が、お住まいの市町村から郵送または手渡しにより、被保険者一人ひとりに1枚交付されます。

今まで使用していた国民健康保険や健康保険組合などの被保険者証は使えなくなりますので、各保険者へ返還してください。

詳しくは、国民健康保険に加入している方は各市町村国民健康保険担当課、健康保険組合などの被用者保険に加入している方は、各保険者へお問い合わせください。

問 保険料課

制度施行までのスケジュール

- 2月 ・ 広域連合議会定例会
(平成20年度予算
条例一部改正等)
- 3月 ・ 被保険者証の交付
- 4月 ・ 後期高齢者医療制度施行
・ 仮徴収額決定通知書の送付



〈お問い合わせ先〉

宮城県後期高齢者医療広域連合事務局
〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2-3
総務課(国会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局)
TEL 022-266-1026
電算課、保険料課、給付課
TEL 022-266-1021
FAX 022-266-1031
URL: <http://www.miyagi-kouiki.jp>

〈市町村お問い合わせ先〉

仙台市	保険年金課	022-214-8173
青葉区役所	保険年金課	022-225-7211
宮城野区役所	保険年金課	022-291-2111
若林区役所	保険年金課	022-282-1111
太白区役所	保険年金課	022-247-1111
泉区役所	保険年金課	022-372-3111
石巻市	高齢者医療制度対策室	0225-95-1111
塩竈市	保険年金課	022-364-1111
気仙沼市	保険課	0226-22-6600
白石市	健康推進課	0224-22-1362
名取市	保険年金課	022-384-2111
角田市	市民課	0224-63-2117
多賀城市	国保年金課	022-368-1141
岩沼市	健康増進課	0223-22-1111
登米市	保険医療課	0220-58-2166
栗原市	健康推進課	0228-42-1129
東松島市	国保健康課	0225-82-1111
大崎市	保険給付課	0229-23-6051
蔵王町	町民税務課	0224-33-3001
七ヶ宿町	保健福祉課	0224-37-2114
大河原町	町民生活課	0224-53-2114
村田町	町民生活課	0224-83-6401
柴田町	町民環境課	0224-55-2114
川崎町	保健福祉課	0224-84-6008
丸森町	保健福祉課	0224-72-3014
亘理町	保健福祉課	0223-34-1114
山元町	保健福祉課	0223-37-1113
松島町	町民福祉課	022-354-5705
七ヶ浜町	町民課	022-357-7446
利府町	生活環境課	022-767-2118
大和町	町民課	022-345-1117
大郷町	町民福祉課	022-359-5504
富谷町	町民課	022-358-0512
大衡村	住民税務課	022-345-5111
色麻町	福祉課	0229-66-1700
加美町	保健福祉課	0229-63-7872
涌谷町	町民税務課	0229-43-2113
美里町	町民生活課	0229-33-2114
女川町	健康福祉課	0225-54-3131
本吉町	町民税務課	0226-42-2600
南三陸町	町民税務課	0226-46-1373